インボイス制度の改正案に関するリーフレットの周知等について

国土交通省 不動産·建設経済局 建設市場整備課

平素より国土交通行政へのご理解・ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

消費税インボイス制度への対応に向けた、説明会の開催や各種周知につきまして、皆様からのご理解・ご協力を賜り、改めてお礼申し上げます。

この度は、令和4年12月23日に閣議決定されました令和5年度税制改正の大綱におきまして、主に中小事業者を対象としたインボイス制度に関する負担軽減措置が講じられることとなっています。

今回はこうした改正案に関するリーフレットについてご案内申し上げます。

【ご案内】

上記のとおり、令和5年度税制改正の大綱におきましては、インボイス制度に関する様々な負担軽減措置が講じられることとなりました。また、こうした負担軽減措置に加え、令和4年度第2次補正予算においても、中小・小規模事業者向けの持続化補助金・IT 導入補助金の拡充が行われています。

つきましては、これらの支援措置について分かりやすくご案内したリーフレット(資料1)が財務省 HP で公表されております。

また、制度の概要については、小規模事業者の方にも分かりやすくインボイス制度を解説したリーフレット(資料2)もございますので、併せてご活用ください。

(財務省ホームページ) リーフレット「インボイス制度、支援措置があるって本当!?」

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/invoice.pdf



(国税庁ホームページ) リーフレット「免税事業者のみなさまへ令和5年10月1日から インボイス 制度が始まります!」

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-174.pdf



【(再) ご案内:貴団体の発行する会報誌や業界紙への寄稿について】

貴団体が発行する会報誌や業界紙にインボイスの概要や、事業者において必要となる対応等について可能な限り業界の実態に即した内容の寄稿をさせていただきたいと考えております。字数や内容について

はご相談頂けますので、寄稿の機会を頂けるかどうかについてご検討いただけますと幸いです。寄稿の機会を頂ける場合は(別添3)に必要事項をご記載頂き、堀越: horikoshi-t2k8@mlit.go.jp、鈴木: suzuki-c2j5@mlit.go.jp までご提出をお願い致します。

また、別添の記事下広告について、貴団体が発行する会報誌や業界紙へ掲載させていただけるかどうかについてもご検討いただけますと幸いです。掲載頂ける場合には、(別添 4)に必要事項を記載頂き、堀越: horikoshi-t2k8@mlit.go.jp 、鈴木: suzuki-c2j5@mlit.go.jp までご提出をお願い致します。

(注) 別添の記事下広告の掲載可能期限は令和5年1月末掲載分までとなりますが、国税庁から2月以降 分のデータが届き次第周知広報素材を送らせていただきますので、2月以降分も引き続きご検討をお願 い致します。

なお、引続き、説明会・研修会への講師派遣についても受け付けておりますのでどうぞご検討の程よろ しくお願い致します。

以上、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上



インボイス制度、



支援措置があるって本当!?



本当です! そのための税制改正(案)が閣議決定されています。 また、令和4年度補正予算で各種補助金が拡充されました。

免税事業者から課税事業者になる方へ

納税額が売上税額の2割に軽減?

インボイスの登録で補助金が50万円上乗せ?

登録申請、4月以降でも大丈夫?

既に課税事業者の方も

会計ソフトに補助金?

少額取引はインボイス不要って?

少額な値引き・返品は対応不要?

小規模事業者向け

納税額が売上税額の2割に軽減?

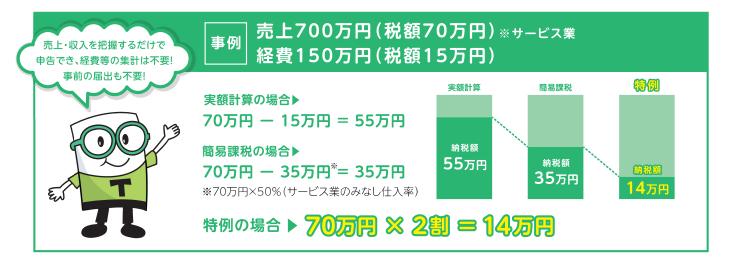
免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、 **売上税額の2割を納税額とする** ことができます!

対象になる方

免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方)

対象となる期間

令和5年10月1日~令和8年9月30日を含む課税期間 ※個人事業者は、令和5年10~12月の申告から令和8年分の申告まで対象



消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけで、

また、事前の届出も不要で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です!

簡単に申告書が作成できるようになります!

小規模事業者向け

、インボイスの登録で補助金が50万円上乗せ?

持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、

補助上限額が一律50万円加算されます!

対 象

小規模事業者

補助上限

50~200万円(補助率2/3以内)※一部の類型は3/4以内

▶ 100~250万円(インボイス発行事業者の登録で50万円プラス)

補助対象

税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等



中小事業者向け

会計ソフトに補助金?

IT導入補助金(デジタルに運搬)について、安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されました!

中小企業·小規模事業者等

補助額

| ITツール ~50万円(補助率3/4以内)、50~350万円(補助率2/3以内) ※下限額を撤廃

PC・タブレット等 ~10万円(補助率1/2以内) レジ・券売機等 ~20万円(補助率1/2以内)

補助対象

ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費等

中小事業者向け

少額取引はインボイス不要って?

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても 帳簿の保存のみで

仕入税額控除ができるようになります!

対象になる方

2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下 または1年前の上半期(個人は1~6月)の 課税売上が5千万円以下の方

対象となる期間

令和5年10月1日~令和11年9月30日



すべての方が対象

少額な値引き・返品は対応不要?

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります!

振込手数料分を値引処理する場合も対象です!

対象になる方

すべての方

対象となる期間

適用期限はありません。



すべての方が対象

登録申請、4月以降でも大丈夫?



大丈夫です!4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です!

■詳しくはこちらまで

持続化補助金

IT導入補助金



■その他インボイス制度の一般的なご質問やご相談は、インボイスコールセンターまで

20-205-55

受付時間 9:00から17:00(土日祝除く)

※個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。









免税事業者のみなさまへ

令和5年10月1日から

インボイス制度が始まります!

現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください



~ A社さんのケース ~

ぬいぐるみ製造業 (<mark>免税事業者)</mark> A社さん、インボイス制度のこと検討してます? お互いに関係があるみたいなんですよー

インボイス制度ですか・・・?

町の雑貨屋 (課税事業者)



インボイス制度(適格請求書等保存方式)とは・・・

- ▶ 買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けたインボイス (適格請求書)を保存する必要があります
- 売手は、インボイスを交付するためには、事前に<u>インボイス発行事業者</u>(適格請求書発行事業者)の登録を受ける必要があり、登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります

売 手 (インボイス発行事業者)





買手 (課稅事業者)



A社さんの 疑 問

疑問

仕入税額控除ってなに?

当社が**登録しないと 疑問** どうなるんだろう・・・

2 B社さんにどんな関係が・・・?

申告って、**どう計算**するの? 課税事業者は、**売上げの10%を 納税**しなきゃいけないの?

疑問 登録を受けるかどうか

って、どう判断したらいいの?

疑問 インボイスって **5 どう作れば**いいの?



国 税 庁 [法人番号]7000012050002

仕入税額控除ってなに? 疑問 1

納付する消費税額の計算方法

売上げの消費税額 (売上税額)

仕入れや経費の消費税額 (仕入税額)

納付する税額

(納付税額)

差し引く計算が 仕入税額控除

仕入税額控除には インボイスの保存 が**必要**



インボイスがなければ 仕入税額控除できない※

※ 一定期間、経過措置が設けられています

ぬいぐるみ取引の流れ (イメージ)



什入先 (材料業者)



うち10%相当分 ①700円



(製造業者)



11,000円 うち10%相当分*

②1,000円



売上先 (小売業者)



14,300円 -うち10%相当分^{*}

31,300円



(消費者)

疑問 2

当社が登録しないと どうなるんだろう・・・



登録をしないと、

売上先(B社)にインボイスを交付できない そして、売上先(B社)は、**インボイスがなければ** 仕入税額控除ができない

ということは…

1,300円 -

2



1.300円

売上税額

仕入税額

0円

納付税額





当社(売手)がインボイスを交付した 場合と比べ、**売上先(買手)の納**

付税額が大きく計算されます*

什入税額控除に関する経過措置

(インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて) 制度開始後**6年間**は、仕入税額の一定割合を控除でき ます (請求書の保存など、要件があります)

※ 一定割合 ⇒ 【令和5年10月~令和8年9月】80% 【令和8年10月~令和11年9月】50%

疑問 3

申告って、どう計算するの? 売上げの10%を納税

しなきゃいけないの?



課税事業者になったとしても、インボイスを 保存し、仕入税額控除を行えば…

1,000円

売上税額

700円 仕入税額

納付税額



納付税額は、売上げの10%ではなく **仕入税額控除後の金額です**※



−定の場合、**簡易課税制度**を 適用することができます

☞3ペー

簡易課税制度を選択した場合の計算方法

インボイスは保存不要

売上げの消費税額

仕入れや経費の消費税額

納付する税額

売上税額が分かれば 納付税額の計算が可能

売上げの消費税額 × みなし仕入率

2ページの例だと…

ステップ 1

1,000円 ×**70%** = **700円**

売上税額 みなし仕入率 仕入税額

ステップ 2

1,000円 - **700円** = 300円 売上税額 仕入税額 納付税額

`	_		
	事業区分	該当する事業	<i>み</i> なし 仕入率
	第一種	卸売業	90%
	第二種	小売業、農林漁業(飲食料品)	80%
	第三種	製造業、農林漁業(飲食料品除く)等	7 0 %
	第四種	その他事業(飲食店業等)	60%
	第五種	サービス業等	50%
	第六種	不動産業	4 0 %



簡易課税制度では、**事務負担の軽減**※を図ることができます

ぬいぐるみ 製造業 **/**

- ※ 消費税の申告に際して、仕入れや経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存 は不要です
- (注) 簡易課税制度の適用には、届出と基準期間の課税売上高が5,000万円以下であることが必要です その他の留意点など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

疑問 4 登録を受けるかどうかって、どう判断したらいいの?



売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- 課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが必要です
- □ 課税事業者であっても簡易課税制度を選択している売上先は、インボイスが不要です
- □ 消費者、免税事業者である売上先は、インボイスが不要です

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
- 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます(経過措置終了後は控除できません)
- 必要に応じて、取引先(売上先や仕入先)と取引条件の見直しを相談するなども検討しましょうまた、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます
- ◆ 登録を受けるかどうかは事業者の任意です



免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方については、関係省庁連名で、令和4年1月19日付「<u>免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A</u>」(財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省)が公表されていますので、参考にしてください



インボイス発行事業者となる場合…

疑問 5

インボイスって、 どう作ればいいの?





「インボイス」という名称の書類 を新たに作成する必要はなく、

現在の請求書や領収書等に不足す **る項目を追加するイメージ**です

請求書の対応例~

- **下線部**は、特に注意する項目です
- 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です

①交付先の相手方 (売上先)の 氏名又は名称

②取引年月日

③税率ごとに区分 して合計した対価 の額及び適用税率

請求書 ㈱〇〇 御中 ▲ ▲ ▲ (株) 登録番号T1234… 日 付 品名 金額 11/1 魚 ※ 5,000円 10,000円 11/1 豚肉 ※ 11/15 割りばし 1,000円 タオルセット 11/29 2,000円 ※ 軽減税率対象 8%対象 15,000円 消費税1,200円 10%対象 3,000円 消費税 300円

④売手(当社)の氏名 又は名称及び登録番号

⑤取引内容 (軽減税率の対象品目 である旨)

> ⑥税率ごとに区分 した消費税額

- 様式の定めはなく、また手書きであっても、上記(①から⑥)の記載事項を満たした **もの**であれば**インボイスになります**(請求書に限られません)
- 現在売上先に交付している**全ての書類をインボイスに対応する必要はありません** どの書類を**インボイスとするか**、売上先とも相談しながら**準備を進めましょう**
- **売上先**が「仕入明細書」などの形で作成する書類も該当します

インボイス発行事業者の登録を受ける場合は、登録申請書の提出が必要です。 登録申請手続については、インボイス制度等設サイトの「申請手続」ページをご覧ください。

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!!

- ◆個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます
- ◆詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください
- ※ e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書(マイナンバーカード等)が必要です





国税局・税務署主催説明会の開催

国税局・税務署主催によるインボイス制度についての説明会を開催しています 日時等は、インボイス制度特設サイトの「説明会」ページをご覧ください

国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の模様、 申請手続に関することやQ&Aなどを掲載しています

インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けています 【専用ダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)







令和5年10月から 消費税インボイス制度が始まります。

消費税 インボイス 制度

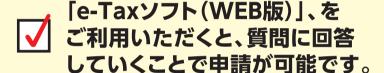
登録を予定されている事業者の方へ 登録申請はお早めに!

※制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

登録申請手続は、

かんたん・便利♪





e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。

✓ 個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。

※e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

説明会を開催中

税務署での説明会や オンラインでの 説明会をご案内しております。 説明会ページへ



制度について詳しくお知りになりたい方は、 国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)の 「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。 特設サイトへ





特設サイトでは

① 制度の解説動画

2 AIを活用したチャットボット

❸ 軽減・インボイスコールセンター などをご案内しております



令和5年10月から <u>消費税インボイス制度</u>が始まります。

消費税 インボイス 制度

登録を予定されている事業者の方へ 登録申請はお早めに!

※制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

登録申請手続は、

かんたん・便利♪

e-Tax をご利用ください!!



- ____ 「e-Taxソフト(WEB版)」、を
 ✓ ご利用いただくと、質問に回答
 していくことで申請が可能です。
- e-Taxで申請した場合、電子データ で登録通知の受領が可能です。
- 個人事業者の方はスマートフォン からでもe-Taxで申請できます。

※e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

説明会を開催中

税務署での説明会や オンラインでの 説明会をご案内しております。 説明会ページへ



制度について詳しくお知りになりたい方は、 国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)の 「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。 特設サイトへ





特設サイトでは

- 制度の解説動画
- 2 AIを活用したチャットボット
- ❸ 軽減・インボイスコールセンター などをご案内しております

| 国税庁

令和5年10月から 消費税インボイス制度 が始まります。 消費税 インボイス 制度

登録を予定されている事業者の方へ 登録申請はお早めに!

※制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。



登録申請手続は、

かんたん・便利 〉 **ピー Tax** をご利用 ください!!

- ☑ 「e-Taxソフト(WEB版)」、をご利用いただくと、 質問に回答していくことで申請が可能です。
- ▼ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。
- ✓ 個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。 ※e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

説明会を開催中

税務署での説明会やオンラインでの 説明会をご案内しております。

説明会ページへ▶



制度について詳しくお知りになりたい方は、

国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)の 特設サイトへ▶「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。





- ●制度の解説動画 ② AIを活用したチャットボット
- **3 軽減・インボイスコールセンター** などをご案内しております

●競 国税庁

令和5年10月から 消費税インボイス制度が始まります。

消費税 インボイス 制度

登録を予定されている事業者の方へ

登録申請はお早めに!

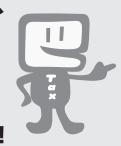
※制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

登録申請手続は、

かんたん・便利♪

e-Tax

をご利用ください!!



「e-Taxソフト(WEB版)」、をご利用いただくと、 質問に回答していくことで申請が可能です。

✓ e-Taxで申請した場合、 電子データで登録通知の受領が可能です。

個人事業者の方はスマートフォンからでも e-Taxで申請できます。

※e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

説明会を開催中

税務署での説明会やオンラインでの 説明会をご案内しております。





制度について詳しくお知りになりたい方は、 国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)の 「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ





- ●制度の解説動画
- **②** AIを活用したチャットボット
- **3** 軽減・インボイスコールセンター

などをご案内しております

慰 国税庁

令和5年10月から 消費税インボイス制度が始まります。

消費税 インボイス 制度

登録を予定されている事業者の方へ 登録申請はお早めに!

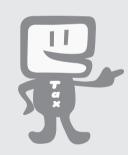
※制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

登録申請手続は、

かんたん・便利♪

e-Tax

をご利用ください!!



「e-Taxソフト(WEB版)」、をご利用いただくと、 質問に回答していくことで申請が可能です。

e-Taxで申請した場合、 電子データで登録通知の受領が可能です。

個人事業者の方はスマートフォンからでも e-Taxで申請できます。

※e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

説明会を開催中

税務署での説明会やオンラインでの 説明会をご案内しております。



制度について詳しくお知りになりたい方は、 国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)の 「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。





●制度の解説動画

Alを活用したチャットボット **8** 軽減・インボイスコールセンター

などをご案内しております